

(別添3)

審査基準・標準処理期間

所属名	健康福祉部高齢者支援課介護予防・認定係
内線番号	4570

No.	項目	内容
①	処分名	介護員養成研修事業者及び研修の指定
②	法令名	介護保険法施行令
③	法令番号	平10年政令第412号
④	根拠条項	第3条第1項第2号
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号) ・介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号) ・「介護員養成研修の取扱細則について(介護職員初任者研修関係)」の一部改正について(平成25年2月14日老振発0214第2号厚生労働省老健局振興課長通知) ・京都府介護員養成研修に関する要綱(平成25年4月1日)
	添付の有無	—
⑦	経由機関名	—
⑧	協議機関名	—
⑨	標準処理期間	(⑩合計期間)申請の到達日から60日(申請書の補正に要する期間を除く)
	経由機関	—
	協議機関	—
	当該処分機関	申請の到達日から60日(申請書の補正に要する期間を除く)
⑪	問合せ	高齢者支援課介護予防・認定係(075-414-4570)
⑫	備考	